

管 理 規 程

埼玉県病院事業管理規程第四号

埼玉県病院局職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和元年六月二十八日

埼玉県病院事業管理者 岩 中 督

埼玉県病院局職員給与規程の一部を改正する規程

埼玉県病院局職員給与規程（平成十四年埼玉県病院事業管理規程第六号）の一部を次のように改正する。

別表第三の口病院医療職給料表(二)の備考第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九 歯科衛生士

別表第九の口病院医療職給料表(二)級別職務区分表中「言語聴覚士である技師」を、

「言語聴覚士である技師
に改める。

歯科衛生士である技師」

別表第十の適用区分表中「理学療法士及び作業療法士」を「理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士」に改め、「視能訓練士及び言語聴覚士」を「視能訓練士、言語聴覚士及び歯科衛生士」に改める。

別表第十二中「医療安全管理室長」を「医療安全管理室長（病院事業管理者が定めるものに限る）」に改め、「副室長」を削り、「主席主幹」を「主席主幹
医療安全管理室長」

に改める。

附 則

この規程は、令和元年七月一日から施行する。